

人事院公示第 2 号

人事院は、人事院規則 2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項の規定に基づき、平成 8 年人事院公示第 1 7 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成 3 1 年 2 月 1 日

人事院総裁 一 宮 なほみ

- 1 次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 (略)	1 (同左)
2 委任する権限及び所掌事務	2 委任する権限及び所掌事務
一 人事院規則 1 0—4（職員の保健及び安全保持）に規定する次に掲げる事項	一 人事院規則 1 0—4（職員の保健及び安全保持）に規定する次に掲げる事項
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (同左)
<u>(4) 第 9 条第 3 項の規定に基づき、人事院が定めることとされている業務について定めること。</u>	(新設)
<u>(5) 第 9 条第 5 項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項及び情報について</u>	(新設)

て定めること。

(6) 第9条第7項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項及び方法について定めること。

(7)～(17) (略)

(18) 第22条の2第1項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

(19) 第22条の2第1項第2号の規定に基づき、人事院が定めることとされている要件について定めること。

(20) 第22条の2第2項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

(21) 第22条の2第3項(第22条の4第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

(22)～(56) (略)

二～六 (略)

(新設)

(4)～(14) (同左)

(15) 第22条の2第1項の規定に基づき、人事院が定めることとされている要件及び事項について定めること。

(新設)

(新設)

(16) 第22条の2第2項(第22条の4第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

(17)～(51) (同左)

二～六 (同左)

3・4 (略)

3・4 (同左)

2 この決定による改正は、平成31年4月1日から効力を発生する。